

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要等

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
滝川市立病院 看護部第二看護課 看護師 岡本 大地 (24歳 男性)	免職	当該職員は、令和元年5月3日深夜に、滝川市内の飲食店にて飲酒した後、道路交通法の規定に反して、基準値以上のアルコールを身体に保有した状態であったにもかかわらず自家用車を運転したこと、さらには当該交通違反により運転免許が取消されていたにもかかわらず、同年7月21日夜、道路交通法の規定に反して、自家用車を運転したこと。

※なお、併せて当該職員の所属上司である看護部長、看護部第二看護課長及び看護部第二看護課看護師長に対して「厳重注意」とする服務上の措置を行いました。

2 処分日

令和元年7月30日